

平成 26 年度

島田市の財政の健全性に
関する比率審査意見書

島田市監査委員



島監第 32 号
平成27年 8 月 24 日

島田市長 染 谷 絹 代 様

島田市監査委員 杉 本 護
島田市監査委員 藤 本 善 男

平成26年度島田市の財政の健全性に関する比率審査意見書について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

財政健全化審査

	ページ
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 審査の意見	6

経営健全化審査

	ページ
第1 審査の対象	7
第2 審査の期間	7
第3 審査の方法	7
第4 審査の結果	7
第5 審査の意見	11

(注)

- 1 表中の金額は千円単位で表示し、単位未満は四捨五入したため、合計額が一致しない場合がある。
- 2 表中における元号は省略した。

平成 26 年度 島田市財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 26 年度 島田市健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 27 年 7 月 30 日から平成 27 年 8 月 17 日まで

第 3 審査の方法

財政健全化に係る審査は、市長から審査に付された健全化判断比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階にあると認められた。

健全化判断比率は次表のとおりである。

(単位：%)

区 分	26 年度			25 年度
	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	健全化判断比率
(1) 実質赤字比率	—	12.34	20.00	—
(2) 連結実質赤字比率	—	17.34	30.00	—
(3) 実質公債費比率	8.8	25.0	35.0	9.6
(4) 将来負担比率	25.0	350.0		35.5

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため比率の欄を「—」と表記している。

(1) 実質赤字比率

平成 26 年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていない。

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}} \times 100$$

実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	26 年度	25 年度	対前年度	
			増減額	比率
一般会計等の実質収支額 A	1,135,572	1,555,148	-419,576	73.0
一 般 会 計	1,126,406	1,548,447	-422,041	72.7
土地取得事業特別会計	0	0	0	—
休日急患診療事業特別会計	9,166	6,701	2,465	136.8
標準財政規模 B	21,711,468	21,839,103	-127,635	99.4
標準税収入額等	14,979,677	14,782,902	196,775	101.3
普通交付税額	4,870,931	4,968,389	-97,458	98.0
臨時財政対策債発行可能額	1,860,860	2,087,812	-226,952	89.1
実質赤字比率 A / B	— (-5.23)	— (-7.12)	— (1.89 ポイント)	—

※実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため比率の欄を「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値であり、実質収支が黒字となるためマイナスの値となっている。

(2) 連結実質赤字比率

平成 26 年度の全会計を合算した連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字額は生じていない。

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{連結実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}} \times 100$$

連結実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	26 年度	25 年度	対前年度	
			増減額	比率
連結実質収支額 A	7,051,814	7,476,512	-424,698	94.3
一 般 会 計	1,126,406	1,548,447	-422,041	72.7
国民健康保険事業特別会計	309,004	603,034	-294,030	51.2
簡易水道事業特別会計	6,699	7,223	-524	92.7
土地取得事業特別会計	0	0	0	—
休日急患診療事業特別会計	9,166	6,701	2,465	136.8
公共下水道事業特別会計	11,395	21,691	-10,296	52.5
介護保険事業特別会計	61,983	19,821	42,162	312.7
介護サービス事業特別会計	3,937	12,508	-8,571	31.5
後期高齢者医療事業特別会計	3,066	35,792	-32,726	8.6
水道事業会計	877,485	778,911	98,574	112.7
病院事業会計	4,642,673	4,442,384	200,289	104.5
標準財政規模 B	21,711,468	21,839,103	-127,635	99.4
連結実質赤字比率 A/B	— (-32.47)	— (-34.23)	— (1.76ポイント)	—

※連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が生じていないため比率の欄を「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値であり、連結実質収支が黒字となるためマイナスの値となっている。

(3) 実質公債費比率

平成 26 年度の実質公債費比率（3 か年平均）は 8.8%で、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。数値は、前年度の 9.6%から 0.8 ポイント低下している。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

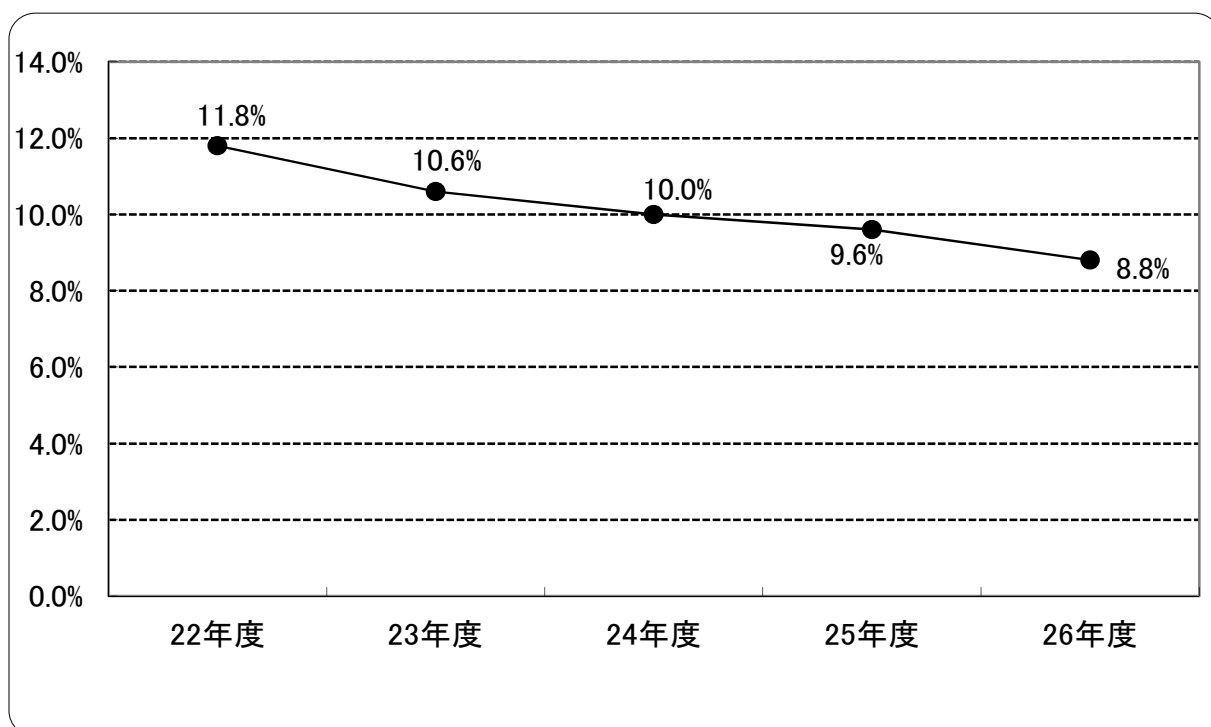
$$\begin{aligned}
 & \text{(算式)} \quad \text{【F】} \quad \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} \\
 & \quad \quad \quad \text{+ 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{【I】} \quad \text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準} \\
 & \quad \quad \quad \text{財政需要額算入額)}} \times 100
 \end{aligned}$$

実質公債費比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	26 年度	25 年度	対前年度	
			増減額	比率
元 利 償 還 金 の 額 A	4,506,152	4,521,063	-14,911	99.7
公営企業の地方債償還の財 源に充てた繰入金 B	644,603	676,129	-31,526	95.3
一部事務組合が起こした地 方債に充てた負担金 C	73,355	70,054	3,301	104.7
公債費に準ずる債務負担行為 D	217,891	211,942	5,949	102.8
特定財源及び基準財政需要額 に算入された公債費等 E	3,963,765	3,833,383	130,382	103.4
A+B+C+D-E F	1,478,236	1,645,805	-167,569	89.8
標 準 財 政 規 模 G	21,711,468	21,839,103	-127,635	99.4
基準財政需要額に算入 された公債費等 H	3,100,259	2,944,240	156,019	105.3
G-H I	18,611,209	18,894,863	-283,654	98.5
実質公債費比率(単年度) F/I	7.94272	8.71033	-0.76761 ポイント	—
実質公債費比率(3か年平均)	8.8	9.6	-0.8 ポイント	—

実質公債費比率（3か年平均）の推移



(4) 将来負担比率

平成 26 年度の将来負担比率は 25.0%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。数値は、前年度の 35.5%から 10.5 ポイント低下している。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

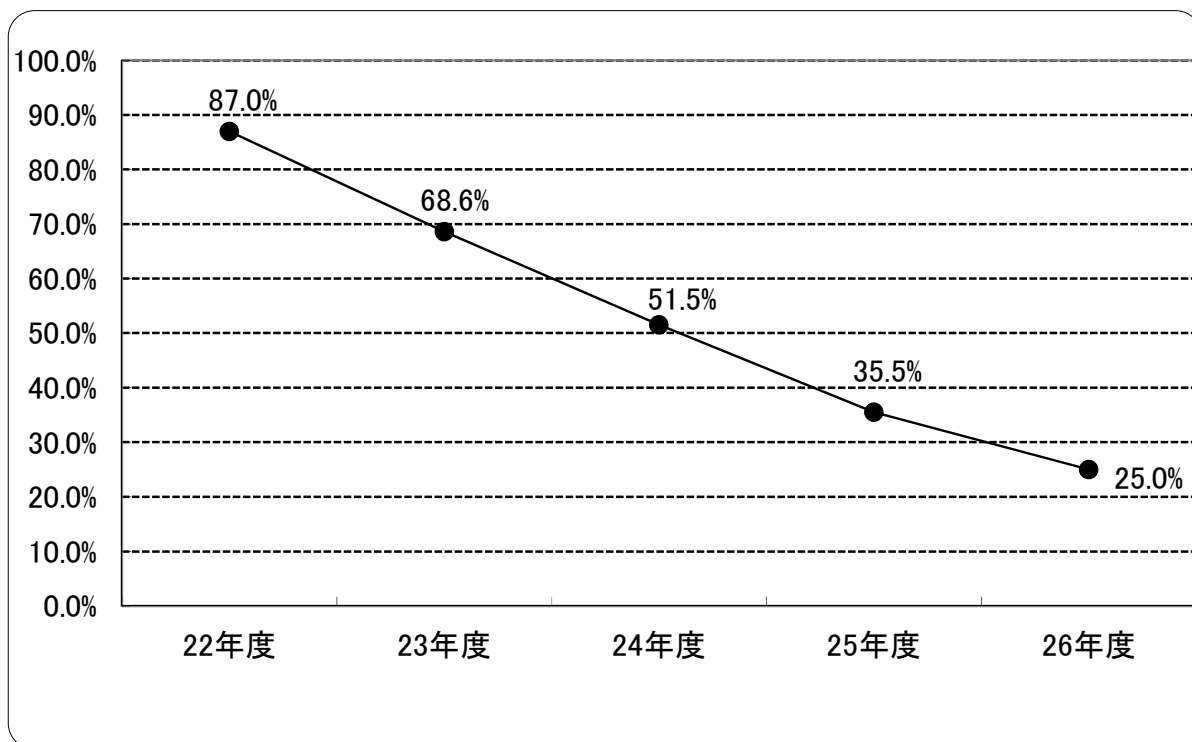
$$\frac{\text{【C】 将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{【F】 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

将来負担比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	26 年度	25 年度	対前年度	
			増減額	比率
将来負担額 A	56,554,275	57,462,947	-908,672	98.4
地方債現在高	43,244,173	42,948,575	295,598	100.7
債務負担行為支出予定額	637,639	823,783	-186,144	77.4
公営企業債繰入見込額	5,460,368	5,728,801	-268,433	95.3
組合等負担見込額	131,156	192,899	-61,743	68.0
退職手当負担見込額	7,080,939	7,768,889	-687,950	91.1
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	—
充当可能財源 B	51,896,590	50,745,508	1,151,082	102.3
充当可能基金	11,655,678	11,053,507	602,171	105.4
充当可能特定歳入(都市計画税等)	7,909,724	8,210,508	-300,784	96.3
基準財政需要額算入見込額	32,331,188	31,481,493	849,695	102.7
A-B C	4,657,685	6,717,439	-2,059,754	69.3
標準財政規模 D	21,711,468	21,839,103	-127,635	99.4
基準財政需要額に算入された公債費等 E	3,100,259	2,944,240	156,019	105.3
D-E F	18,611,209	18,894,863	-283,654	98.5
将来負担比率 C/F	25.0	35.5	-10.5 ポイント	—

将来負担比率の推移



第5 審査の意見

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については実質赤字額が生じていないため、比率なしとの結果になった。

また、実質公債費比率及び将来負担比率については、早期健全化基準を下回る結果となった。実質公債費比率及び将来負担比率については、年々数値が低下しており、当該指標における健全性は高まっているといえる。

少子高齢化の進行に伴う社会保障経費の増加、老朽化するインフラ資産の整備財源の確保、普通交付税の合併算定替加算期間の終了への対応など財政運営に係る課題が顕在化しているが、今後とも収支バランスに留意しつつ、健全かつ安定的な財政運営に努められたい。

平成 26 年度 島田市経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 26 年度 島田市水道事業会計決算に係る資金不足比率
- 2 平成 26 年度 島田市病院事業会計決算に係る資金不足比率
- 3 平成 26 年度 島田市簡易水道事業特別会計決算に係る資金不足比率
- 4 平成 26 年度 島田市公共下水道事業特別会計決算に係る資金不足比率
- 5 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 27 年 7 月 30 日から平成 27 年 8 月 17 日まで

第 3 審査の方法

経営健全化に係る審査は、市長から審査に付された資金不足比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

各会計とも資金不足額は生じておらず、健全段階にあるものと認められた。

各会計の資金不足比率は次表のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	26 年度		25 年度
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率
水 道 事 業 会 計	—	20.0	—
病 院 事 業 会 計	—	20.0	—
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0	—
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0	—

※各会計とも資金不足額が生じていないため、比率の欄は「—」と表記している。

1 法適用企業（水道事業会計、病院事業会計）の資金不足比率

（算式）【資金不足額 E】

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために
起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

$$\frac{\text{（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額}}{\text{【事業規模 H】 営業収益の額－受託工事収益の額}} \times 100$$

(1) 水道事業会計

資金不足額は生じていない。資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

（単位 金額：千円、比率：%）

区 分	26 年度	25 年度	対前年度	
			増減額	比率
流 動 負 債 A	205,488	104,338	101,150	196.9
控 除 企 業 債 等 B	68,756	—	68,756	—
算 入 地 方 債 C	0	0	0	—
流 動 資 産 D	1,014,217	883,248	130,969	114.8
資金不足額 A-B+C-D= E	-877,485	-778,910	-98,575	112.7
営 業 収 益 の 額 F	902,285	913,439	-11,155	98.8
受 託 工 事 収 益 の 額 G	3,811	3,784	27	100.7
事 業 規 模 F-G= H	898,473	909,655	-11,182	98.8
資 金 不 足 比 率 E / H	— (-97.66)	— (-85.62)	— (-12.04 ポイント)	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

(2) 病院事業会計

資金不足額は生じていない。資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	26 年度	25 年度	対前年度	
			増減額	比率
流 動 負 債 A	1,457,791	783,910	673,881	186.0
控 除 企 業 債 等 B	431,796	—	431,796	—
算 入 地 方 債 C	0	0	0	—
流 動 資 産 D	5,668,668	5,226,295	442,373	108.5
資金不足額 $A-B+C-D=$ E	-4,642,672	-4,442,384	-200,287	104.5
営 業 収 益 の 額 F	11,782,853	11,411,504	371,349	103.3
受 託 工 事 収 益 の 額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 $F-G=$ H	11,782,853	11,411,504	371,349	103.3
資 金 不 足 比 率 E/H	— (-39.40)	— (-38.92)	— (-0.48ポイント)	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

2 法非適用企業（簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計）の資金不足比率

(算式) 【資金の不足額 E】

(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等
以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)
－解消可能資金不足額

× 100

【事業の規模 H】

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する
収入の額

(1) 簡易水道事業特別会計

資金不足額は生じていない。資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	26 年度	25 年度	対前年度	
			増減額	比率
歳 出 額 A	208,197	107,052	101,145	194.5
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
歳 入 額 C	214,896	114,275	100,620	188.1
翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	0	0	—
資金不足額 A+B-C-D= E	-6,699	-7,223	524	92.7
営 業 収 益 の 額 F	68,097	60,566	7,531	112.4
受 託 工 事 収 益 の 額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 F-G= H	68,097	60,566	7,531	112.4
資 金 不 足 比 率 E / H	— (-9.83)	— (-11.92)	— (2.09 ポイント)	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

(2) 公共下水道事業特別会計

資金不足額は生じていない。資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	26 年度	25 年度	対前年度	
			増減額	比率
歳 出 額 A	887,078	813,473	73,605	109.0
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
歳 入 額 C	898,533	835,164	63,369	107.6
翌年度へ繰り越すべき財源 D	60	0	60	—
資金不足額 $A+B-C-D=$ E	-11,395	-21,691	10,296	52.5
営 業 収 益 の 額 F	163,518	146,011	17,507	112.0
受 託 工 事 収 益 の 額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 $F-G=$ H	163,518	146,011	17,507	112.0
資金不足比率 E/H	— (-6.96)	— (-14.85)	— (7.89ポイント)	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

第5 審査の意見

水道事業会計、病院事業会計、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、いずれも資金不足額の発生はなく、健全な状態にあるものと認められた。

今後とも安定的な収益の確保と経費の節減により、経営の健全化に努められたい。